

# 日本における学校体操の身体技法

スポーツ文化研究領域

5008A035-6 白石 哲士

研究指導教員：寒川 恒夫 教授

## 序章 緒言

### 本研究の目的

日本における学校体育は、近代教育制度が始まった1872年の学制以降行なわれてきた。そして、その学校体育の目的や制度は、学制から現在に至るまで、その時の状況に応じて幾度も変更されてきた。そして、これらの学校体育に関する制度の変更と共に変わっていったものが教科内容である。教科内容は、現在の保健体育科では球技を中心に武道やダンスなどが行われているが、1872年当時の日本では「体操」が中心として行われていた。そして、その「体操」を対象としたのが本研究である。先行研究を見ると、体育史に関する研究は数多くあるが、その身体技法に関する研究はあまり見られない。しかし、身体技法はスポーツ人類学を研究する上で重要なテーマである。したがって、身体技法の研究を行うことで今後のスポーツ人類学の文化研究や体育科教育の研究の発展に貢献できると私は考える。

そこで本研究は、日本の学校体育で扱われた「体操」の身体技法に着目し、社会の背景や学校体育の目的と共に変化してきた「体操」の身体技法の変化を比較し、その相違点を考察することを目的とする。

### 本研究の方法

本研究では、学校体育に関する文献から、学校体育で行なわれたとされる「体操」を抽出し、実際に使われたとされる当時の史料から、各体操の身体技法の調査を行なう。本論文で取り扱う主な「体操」については次の通りである。

- ・医療的室内体操
- ・榎中体操法図の体操
- ・Manual of Gymnastic Exercises の体操
- ・体操図の体操
- ・体操書の体操
- ・普通体操
- ・兵式体操

そして、本論文では、体操が実施されたとされる時期ごとに章を立てて、第一章を明治初期、第二章を普通体操、第三章を兵式体操として扱っている。また、第一章では五つ、第二章では二つ、第三章では三つの文献をそれぞれ対象としている。

各体操の分析方法は、先行研究の佐藤友久が行った分類法に従い、運動部位や運動方法に分類し、文献の凡例などから体操の実施方法やその状況を比較検討した。

## 第一章 明治初期の学校体操

1872年（明治5年）「学制」により日本の近代教育制度が確立した。その学制は、明治以降の日本が欧米諸国の様な近代国家に成長するためにオランダやフランスの制度が参考にされ、日本に導入された。それまで日本の教育は寺子屋などの庶民教育が主だったが、殖産興業・富国強兵として近代国家を目指す明治政府にとって、欧米の教育制度を取り入れ、国民教育を推進することは重要な課題であった。言い換えれば、国民教育は、地域社会という狭い世界に満足している庶民に国家社会の必要性を自覚させ、庶民を国家社会に役立つ国民へと教化するために欠かせない重要な政策であった。また、学制発布当時の文部当局は国民皆学を基本方針とし、智育、徳

育、体育の三育思想に立脚し、体育を身体  
の健康維持と解して身体運動、体操の必要性、  
即ち「身体教育」的体操観を認めていた。こ  
のことから、日本において近代教育制度が始  
まった学制発布当時から「身体教育」、つま  
り現在の「保健体育科」に相当する教育は始  
まった。

第一章では『榭中體操法図』『體操図』『體  
操書』の明治初期に行われたとされる学校体  
操の他、それらの原本となった『Ärztliche  
Zimmergymnastik』『MANUAL OF GYMNA  
STIC EXERCISES FOR SCHOOLS AND FAMILIES』も扱  
う。

## 第二章 普通体操

近代教育制度として日本に学制が導入され、  
現在の保健体育科に相当する「体術」が示さ  
れた。しかし、その実情は、体操を指導でき  
る教員の不在、知育中心で体育が軽視されて  
いたことなどの理由で体操の時間が授業の合  
間の休憩時間に当てられる、というものであ  
った。この事態は三育思想に立脚して体育を  
重視していた教育思想に反し、また、指導書  
が外国の体操の直訳に過ぎなかったことが教  
育問題につながった。そこで、文部省（1871  
年設立）は「専ラ体育ニ関スル諸学科ヲ教授  
シ以テ本邦適当ノ体育法ヲ撰定シ且体育学教  
員ヲ養成スル所ナリ」ということを目的とし  
て、1878年アメリカからアマースト大学の医  
師リーランド（George Adams Leland）を招聘  
し、体操伝習所を設立する。そして、当時（初  
期）の体操伝習所が行う体操の目的は、専ら  
国民皆兵を目指す軍隊的な体操を否定し、国  
民の健康を目指した体操が行われることとな  
った。

第二章では『新撰體操書』『新制體操法』  
の二つの文献を扱う。

## 第三章 兵式体操

1878年、体操伝習所が開設された当初、体  
操伝習所は『體操書』のような軍事的な体操

に批判的であった。しかし、1880年には歩兵  
操練科を設け、以後陸軍士官を招聘して演習  
を行い、翌年1881年には歩兵操練の教授を正  
式に加えている。そして、国民皆兵を目指す  
徴兵令改正（1883年12月）が、「現役中殊  
に技芸に熟し行状方正なる者及び官立公立学  
校（小学校を除く）の歩兵操練科卒業証書を  
所持する者は其期末だ終らずと雖も帰休を命  
ずることある可し」（第2章12条）と規定し  
て、中学・師範卒など兵役以外で国家に役立  
つ人間の在営期間減免条件として学校での歩  
兵操練実施を要求したため、文部省は、伝習  
所に中学・師範で実施する歩兵操練と小学校  
での歩兵操練実施の適否調査を命令した  
（1884年2月）。これにより、中学・師範学  
校や小学校高学年で歩兵操練の一部実施が行  
われるようになり、その内容は『歩兵操典』  
（陸軍省、1878）『体操教範』の両者を併用  
し、小学に関しては『普通体操隊列運動法』  
（松石安治、1886）で示された。そして、1885  
年に森有礼が「歩兵操練」ではなく「兵式体  
操」と呼び、軍人を見本とした性格形成上の  
価値を強調してから兵式体操は「普通体操」  
と並ぶ学校体育の内容を占める存在となる。

第三章では『歩兵操典』『体操教範』『普  
通体操隊列運動法』の三つの文献を扱う。

## 終章 結論と今後の課題

本研究では、日本の近代教育制度が始まっ  
た明治初期から、学校体育で行われた体操の  
身体技法について明らかにした。

欧米諸国の体操を模範として導入された日  
本の学校体操であるが、それらは運動形態や  
回数、また教師の指示なども異なるものであ  
り、一言で体操と言ってもその身体技法は目  
的に応じて大きく異なる。当然、器械を使用  
した体操はそもそもの運動に違いが出るが、  
徒手体操に限定して見ても、運動形態は同じ  
ものの、その指導の雰囲気や注意すべき点な  
どにも違いが生じていることが明らかになっ  
た。